

京都市告示第 115 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 12 日付けで認可した西京極堤下町町内会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 6 月 18 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
西京極堤下町町内会	下谷 泰三	平井 祥夫

2 代表者の住所

	変更前	変更後
西京極堤下町町内会	京都市右京区西京極堤下町 18 番地の 65	京都市右京区西京極堤下町 18 番地の 62

(文化市民局地域自治推進室)